

# ご存知ですか？ 国民健康保険



## 健康づくりで減らそう医療費 みんなで築こう健康うらそえ

**Q 腫瘍を摘んでコルセットを買ったら全額自己負担でした。国保は使えないの？**

**A** 国保窓口へ申請し、市の審査で決定されると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

全額自己負担後に払い戻されるものは次のとおりです。  
○ 緊急やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき。  
○ 以下の場合で医師が必要と認めたもの  
① コルセットなどの補装具に係る費用  
② はり・きゅう・マッサージなどの施術費用  
③ 輸血に用いた生血費用  
○ 海外で診療を受けたとき。

### 国保で受けられる給付

**Q お医者さんにかかるときはどれくらい負担するの？**

**A** かかった医療費のうち、次の割合を各自負担します。  
・ 義務教育就学前 2割  
・ 義務教育就学後 3割  
・ 70歳未満 1割  
・ 70歳以上75歳未満 1割  
※ 現役並み所得者は3割  
(現役並み所得者の判定基準については国保窓口までお問い合わせください。)

**Q 葬祭費の支給**  
被保険者が亡くなったときは葬祭を行った人(喪主)に3万円が支給されます。

**Q 医療費が高額になったらどうしよう？**  
**A** 医療費の自己負担分が高額になり、自己負担限度額を超えた分については、国保から「高額療養費」として払い戻されます。  
自己負担限度額は、所得に応じて定められていて、また、同じ所得でも70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人とは限度額が異なります。

**Q 医療費が高額になったらどうしよう？**

**A** 医療費の自己負担分が高額になり、自己負担限度額を超えた分については、国保から「高額療養費」として払い戻されます。  
自己負担限度額は、所得に応じて定められていて、また、同じ所得でも70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人とは限度額が異なります。



そのほかにも、医療費が高額になった場合の貸付制度があります。詳細については、窓口にご相談ください。

**Q 限度額適用認定証**  
入院して医療費が高額になる場合に、限度額適用認定証を病院に提示すれば、病院での支払いは限度額までになります。  
限度額適用認定証は申請が必要で、要件を満たしている場合に限り交付されます。

**Q 高額医療・介護合算制度**  
介護保険の利用者で、医療費と介護サービス費の両方の自己負担額が高額になった場合は、決められた限度額を超えた分が、後から支給されます。  
支給対象者には2月中旬頃に通知を発送します。  
通知が届かない場合でも、年の途中で医療保険が変更になった方や転入・転出があった方なども、証明書を出せば対象になる場合があります。該当すると思われる方は、国保窓口までお問い合わせください。

### 国民健康保険課 からのお知らせ

**長寿(後期高齢者)医療制度の保険料の軽減が拡大されました**  
長寿(後期高齢者)医療制度の保険料の軽減について、低所得者は9割軽減にまで拡大されています。  
65歳以上の一定の障がいのある方で、国保をやめて長寿(後期高齢者)医療制度へ加入を希望する人は、国民健康保険課窓口にお問い合わせください。

### 個人カード型に変更します

これまで世帯につき1枚の被保険者証を交付していましたが、平成22年度からは、被保険者1人につき1枚の被保険者証(カード型)を交付します。

### 問い合わせ

国民健康保険課  
0876-1234  
給付係 内線3714  
3715  
国保税係 内線3717  
3723

**Q 世帯主が病気で働けなくなっています。どうすればよいでしょうか？**  
**A** 世帯主が病気で働けなくなった場合などに、国保窓口へ申請し、市の審査で特別の事情があると認められたときは、医療機関の窓口で支払う3割の自己負担額(一部負担金)の免除、減額、徴収の猶予の制度を受けることができます。



### ジェネリック医薬品

**Q 家計に優しいジェネリック医薬品とは？**

**A** ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安く作ることができます。



▲ジェネリック医薬品希望カード

**Q どうやってジェネリック医薬品を使えるの？**

**A** ジェネリック医薬品を希望する旨を医師に伝えるか、ジェネリック医薬品希望カードを提示すると、意思がより明確に伝わります。ジェネリック医薬品希望カードは、国保窓口で配布しています。

ただし、被保険者の症状によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。必ずかかりつけ医に相談しましょう。

### 国保の加入

**Q 国保って必ず加入しないといけないの？**

**A** 会社等の健康保険に加入していない人は、市町村の国保に加入することが国民健康保険法で義務付けられています。国保は、万が一の病気などに備えて、国保税を出し合って支えあう大切な医療保険制度です。

**Q 無保険状態になるとどうなるの？**

**A** たとえば、急病になり、緊急手術などを行って医療費が100万円かかった場合、無保険であれば医療費100万円が全額自己負担になります。失業等により収入が激減して国保税の納付が難しい場合でも、国保加入後に分割納付、低所得者軽減、減免等の相談ができます。無保険の状態にならないよう、速やかに国保の加入手続を行ってください。



**一人ひとり、できることから健康づくりを始めてみましょう！**

医療費が増加すると、国保税も増加することになり、家計への更なる負担が生じるようになります。

平成22年度からは、やむを得ず税率を改定することになりました(詳しくは12月号参照)。負担がこれ以上に増えないためにどうしたらよいか、一緒に考えていきましょう。

例えば、インフルエンザで医療機関等を1回受診した場合の医療費約1万円を、手洗い、うがいなどで予防したとすると、11万市民では約11億円の医療費を節約することができます。